

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

(担当：宿谷、宮田 電話：222-3946)

件 名	令和8年度業者収集ごみ細組成調査
契 約 期 間	契約日の翌日 ～ 令和9年3月17日
契 約 条 件	別紙「令和8年度業者収集ごみ細組成調査 仕様書」のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和8年度業者収集ごみ細組成調査 仕様書

1 業務名

令和8年度業者収集ごみ細組成調査

2 調査目的

本調査は、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が収集するごみ（以下「業者収集ごみ」という。）の詳細な組成を調査し、実施した施策のごみ減量効果を検証するとともに、今後の業者収集ごみの減量対策を進めるうえで、必要となる基礎情報を得ることを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月17日まで

4 受注資格

技術士法第32条第1項の登録を受けている「技術士」（「衛生工学部門」のうち「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」又は「廃棄物処理」を選択科目とするものに限る。）を自社で雇用し、かつ当該技術士の管理下で本業務を実施できること。

5 業務内容

許可業者が収集する事業所及びマンション（以下「業者収集マンション」という。）から排出されるごみを対象として、排出場所からごみを直接採取する直接サンプリング手法により、ごみ組成調査を実施する。

(1) 実施時期

ア 調査対象の選定及び調整

令和8年7月～8月

イ サンプリング時期

令和8年9月頃

ウ 分類作業の時期

サンプリングした日から速やかに分類作業を完了すること。

※ 実施時期、作業開始時間及び作業終了時間は、別途、本市担当者と協議のうえ決定すること。

(2) 調査の実施

ア 調査実施計画の作成

本仕様書の内容を踏まえ、調査実施計画書を作成するとともに、本市に提出し、本市の承認を得たうえで調査を実施すること。調査件数は、事業所120件、マンション11件とする。

イ 調査対象の選定

(ア) 事業所

以下①～③の手順に沿って調査対象を選定すること。なお、調査対象とする業種別の各事業所数は、市内の業種別事業者割合等を考慮して、本市が別途指示する。

① 候補事業所の抽出

- ・ 本市が提供する許可業者契約先名簿（Excelファイル）（名簿のイメージとして別紙1参照）から、調査対象の候補事業所を160件程度抽出すること。なお、候補事業所は、本市が指定する許可業者が契約する契約先から抽出すること。

② 調査対象事業所の選定

- ・ 上記①で抽出した候補事業所から排出される一般廃棄物を収集している許可業者に対し、調査票を配布し、一般廃棄物の排出量、収集時間帯及びごみ置き場などを確認すること。
- ・ 一般廃棄物の収集時間帯に事業所の排出状況の下見を行い、排出される一般廃棄物の量が適切か、サンプリングが可能であるか、業種が想定どおりであるかなどを確認すること。

なお、テナントビルなどでは、複数の事業所が同一のごみ置き場にごみを排出していることから、他の事業所などから排出されたごみが混在しないかなどを確認すること。

- ・ 調査票や下見の結果を基に、廃業、業種誤り等を除いたうえで、調査対象事業所を140件程度選定し、本市担当者へ報告すること。

なお、本市への報告後、不測の事態により、調査対象事業所を変更する場合は、都度、本市担当者へ報告すること。

③ サンプリング日程の調整等

- ・ 上記②で選定した事業所から排出される一般廃棄物を収集している許可業者に対し、日程調整票を配布し、サンプリング日や分類作業場所への搬入時間を調整すること（サンプリング日等の変更を含む）。
- ・ 上記で調整したサンプリング日時を記した記録票及びサンプリングしたごみ袋に貼るラベル等を許可業者に配布すること。

(イ) 業者収集マンション

以下①～③の手順に沿って調査対象を選定すること。なお、調査対象とするマンション形態別の各マンション数は、市内の形態別マンション割合等を考慮して、本市が別途指示する。

① 候補マンションの抽出

- ・ 本市が提供する許可業者契約先名簿及び業者収集マンション等の届出書並びにインターネット検索によるワンルーム・ファミリー向けの形態調査を活用し、市域における業者収集マンションの世帯数・形態等を把握する。
- ・ 本市が提供する許可業者契約先名簿から、調査対象の候補マンションを15件程度抽出すること。なお、候補マンションは、本市が指定する許可業者が契約する契約先から抽出すること。

②調査対象マンションの選定

- ・ 上記①で抽出した調査対象候補マンションから排出される一般廃棄物を収集している許可業者に対し、調査票を配布し、一般廃棄物の排出量、収集している時間帯及びごみ置き場などを確認すること。
- ・ 一般廃棄物の収集時間帯にマンションの排出状況の下見を行い、排出される一般廃棄物の量が適切か、サンプリングが可能であるか、マンションの形態が想定どおりであるかなどを確認すること。
- ・ 調査票や下見の結果から、調査対象マンションを13件程度選定し、本市担当者へ報告すること。

なお、本市への報告後、不測の事態により、調査対象マンションを変更する場合は、都度、本市担当者へ報告すること。

③サンプリング日程の調整等

- ・ 上記②で選定した業者収集マンションから排出される一般廃棄物を収集している許可業者に対し、日程調整票を配布し、サンプリング日や分類作業場所への搬入時間を調整すること（サンプリング日等の変更を含む）。
- ・ 上記で調整したサンプリング日時を記した記録票及びサンプリングしたごみ袋に貼るラベル等を許可業者に配布すること。

ウ サンプリング及び運搬

- ・ 事業所からサンプリングするごみは、事業所から排出される1収集日分全量の一般廃棄物のうち、本市クリーンセンターに搬入されているものとする。
- ・ 業者収集マンションからサンプリングするごみは、業者収集マンションから排出される燃やすごみ1収集日分全量とする。
- ・ 試料のサンプリング及び分類作業場所までの運搬は、受託者が許可業者に依頼したうえで、許可業者が行うこととする。なお、許可業者の車両故障など不測の事態が発生した場合は、サンプリング及び分類を受託者が行うこと。

エ 分類作業

(7) 分類作業場所

分類作業場所及びサンプリングごみ仮置き場は、本市が提供する。なお、養生や雨除け等に必要な機材は、受託者が準備すること。

(4) サンプリングしたごみの重量・容積等の測定

分類作業場所へ搬送したごみは、調査対象事業所別又はマンション別に、ごみ袋ごとの重量、容積及びごみ袋の種類を測定すること。また、同一物がまとまって排出されたごみの個数、重量及び内容物の情報を測定及び記録すること。

(ウ) 分類作業

- ・ サンプリングした全てのごみを、紙類・プラスチック類・繊維類・ゴ

ム類・皮革類・ガラス類・金属類・陶器類・厨芥類・木片類・草木類などに大まかに分類したうえで、以下で設定する分類項目に基づき、手作業で詳細に分類すること。

次に掲げる内容などを考慮して、分類項目表（別紙2及び別紙3参照）を参考に、本市と協議のうえ、分類項目を設定すること。

- 業種別の特色が把握できる
- 発生抑制・再生利用の把握が可能となる
- 資源化可能な紙類の混入の把握が可能となる
- 容器包装の品目の把握が可能となる
- 有害物質含有製品等の適正処理困難物の把握が可能となる
- 本来混入してはならない産業廃棄物の把握が可能となる など

- ・ なお、小規模事業所の場合は、同業種の事業所からサンプリングしたごみを混合して分類作業を行うこと。
- ・ 厨芥類は、手付かず食品や食べ残しといった「食品ロス」の把握方法の検討や業種別食品ロスの排出実態の把握ができるように、より詳細な調査方法を検討し、本市と協議のうえ実施すること。
なお「食品ロス」は、別紙4及び過去の調査結果を参考に定義等を精査し、業種ごとに「原料・調理・加工くず等」、「手付かず食品」又は「食べ残し」のどの項目に分類するかを明確にしたうえで実施すること。
また、百貨店、スーパー及びコンビニエンスストアの手つかず食品は、その発生由来が分かるように分類すること。
- ・ 分類作業を実施する際は、分類作業員に対し、分類項目とその内容を十分に周知するため、写真等を用いて区分や定義を熟知させるための説明会を事前に実施したうえで調査を行うこと。

(イ) 分類したごみの測定

分類した全てのごみについて、事業所にあたっては業種別・規模別の分類項目ごとに、業者収集マンションにあたってはマンションの住居形態別の分類項目ごとに、重量及び容積を測定すること。また、必要に応じて空き缶・空きびん・ペットボトル等の本数（個数）を測定すること。

なお、容積の測定では、びん等の硬質なものは圧力をかけずにならす程度で測定し、プラスチック等の軟質なものは、かける圧力により大きく数値が異なることから、上部に5kg程度の圧力をかけて測定すること。

(オ) その他

分類作業風景、分類作業後の分類項目ごとのごみの性状が分かるように、全ての種類の写真撮影を行うこと。

オ その他

- ① 排出事業所及び許可業者の調整は、本市の指示に基づき、受託者が行うこと。なお、不測の事態が生じた場合には、都度、本市に報告し、本市担当者の指示に従うこと。

- ② サンプルング実施時に住民の方等から問合せ等を受けた場合は、誠実に
対応するとともに、問合せ及び回答内容を本市担当者へ報告すること。

カ 調査結果の取りまとめ

以下について、データの集計及び算定を行うこと。

- (ア) 調査方法及び調査対象の整理
 - (イ) 調査対象事業所及びマンションのリスト
(①許可業者への打診用リスト、②許可業者との調整後リスト、③最終サン
プリングリストをまとめる)
 - (ウ) 各名簿の業種別及び規模別のデータ整理
(事業所は事業所別契約量整理等、マンションは形態別年間排出量整理等)
 - (エ) 業種・規模別の調査対象事業所及び業者収集マンションに係る排出状況
(ごみの排出方法、排出容器、排出量、リサイクルの状況、同一物がまとま
って排出されたごみの情報等)
 - (オ) 業種別の見かけ比重
 - (カ) 業種別及び規模別の集計表 (事業所)
 - (キ) マンションの住居形態別の集計表 (マンション)
 - (ク) 事業所ごみ全体及び業者収集マンションごみ全体の集計表
 - (ケ) 事業所ごみ全体及び業者収集マンションごみ全体の集計表 (過去4年間の
調査結果との比較)
 - (コ) 資源化可能物及び発生抑制可能物の排出状況
 - (サ) 容器包装材の排出状況
 - (シ) 使用用途別の排出状況
 - (ス) 食品ロス把握方法や業種別食品ロスの排出実態
- ※ 集計表：各組成の重量及び容積の組成比が一覧となるもの

6 提出書類

(1) 調査業務着手前

- ・調査実施計画書 (電子データ)
調査実施計画書には調査手順、日程、人員配置 (正職員、アルバイト等)、サ
ンプルングする具体的な調査地区について計画を示すこと。

(2) 調査実施後

- ・5(2)カで取りまとめたもの (電子データ)
 - ※ 各測定データから調査結果へ集約する過程を確認できる形式とすること。
 - ※ 履行期限の1か月前までに、本市担当職員に調査方法及び調査結果を報告
のうえ、修正指示に従い、履行期限までに納品すること。
- ・試料及び作業経過等の画像 (各調査の作業経過が分かるもの)

(3) 業務完了時

- ・業務完了届 (任意様式。電子データ又は紙媒体)
- ・請求書 (電子データ又は紙媒体)

<電子データの仕様>

- ・電子データは、Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。
- ・使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文書：ワープロソフトMicrosoft社Word
 - ・計算表：表計算ソフトMicrosoft社Excel
 - ・画像：BMP形式又はJPEG形式
- ・文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市担当職員の指示に従うこと。

7 留意事項

(1) 疑義等

受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義は、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。

本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義は、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、上記における精査が不十分と判断できる疑義は、本市の判断によるものとする。

(2) 再委託

受託者は、本業務の履行に際し業務の主たる部分について再委託を行うことはできない。ただし、ごみの分類など一部の作業を再委託する場合は、本市職員に事前に再委託の承諾を申請する書面を提出し、承諾を得た場合認めるものとする。なお、業務の主たる部分は次に掲げるものとする。

- ・本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(3) 受託者の負担

ア 本業務を履行するために必要な採取及び分類作業に係る人員の移動及び物資の運搬に係る費用

イ 各種分類作業、測定及び写真撮影等に必要な費用

ウ 打合せ、調査結果の報告説明等のための本市施設への訪問に伴う交通費

エ 本市の施設及び第三者等に損害を与えた場合、復旧する費用及び補償

オ 受託者の本業務の履行不備によって発生したと認められる不具合についての修復費用

カ 本業務によって発生した廃棄物の処理費用。ただし、本業務のため採取したごみの焼却リサイクル等処理は本市が行う。

キ 提出書類の作成、提出及びその他本業務に係る費用

ク 許可業者がサンプリング及び運搬するために必要な費用

※ 事前に京都環境事業協同組合に確認のうえ、決定すること。

ケ 受託者がごみをサンプリング及び運搬した場合に必要な費用

(4) 法令等の遵守

受託者は、作業の実施に当たり、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本業務に係るその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

(5) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の履行過程において知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。調査のために雇用する者に対しても、同様の旨を周知徹底する。

イ 前各項の規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(6) 安全対策

ア 関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、作業方法及び作業場所について検討し、必要な安全対策計画を立案し、作業者の安全管理を徹底すること。

ウ 契約期間完了までに新たな法令通達等が出され、作業に変更が伴う場合は、別途協議するものとする。

(7) 励行及び厳禁事項

受託者は、分類作業内の立入禁止、火気厳禁、使用禁止等の指定場所における指示事項等を厳守するよう、本業務に係る従事者を指導管理すること。

(8) その他注意事項

ア 分類作業場所周辺に電源がある場合、電力は本市から無償で提供する。

イ 受託者は分類作業を常に監視し、その測定値が受託者の責任の下、保証されるものであるか慎重な検証を行う義務を負うこと。調査結果が判明し、これまでの市での測定結果と比較して、乖離が認められる結果であった場合には、速やかに分析精度管理の妥当性等について本市の担当職員に報告を行うこと。

ウ ごみの分別等、直接生ごみの触れる作業を行う時は、けがをしないように保護具を着用する等留意し、また万一けがをした場合に備え、速やかに消毒等の応急措置できるようにしておくこと。

(参考) 令和6年度調査での業者収集マンションごみの分類項目表

(その1)

R6業者収集マンションごみ分類調査 分類表

成分	大分類	中分類	分類コード	小分類 ※印は個数も測定 ①は1次コードあり	備考
プラスチック類	容器包装	プラボトル	101	プラボトル	収集対象外のペットボトル(ソース等汚れが落ちにくい物)も含む。洗剤等の詰め替え用ペットボトルも含む 付属調味料等の小型ボトルは【107】
プラスチック類	容器包装	プラボトル	102	収集対象ペットボトル※	分別収集対象のみ(飲料・特定調味料(醤油、料理酒、みりん等))-[法律が規定] ラベルにPETマークがついている
プラスチック類	容器包装	トレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器	103	白色発泡食品トレイ※	生鮮=野菜、果物、鮮魚、刺身、精肉用のトレイが中心
プラスチック類	容器包装	トレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器	104	その他の食品トレイ(柄付き発泡や非発泡)	上記以外の食品トレイ
プラスチック類	容器包装	トレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器	105	発泡トコ箱・保冷容器	
プラスチック類	容器包装	トレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器	106	プラコップ(飲料用)	店頭での飲料提供用
プラスチック類	容器包装	トレイ・カップ・パック・コップ・台紙付き容器	107	カップ・パック・台紙付き容器	・口栓付パウチを含む ・土産用(小型)の発泡製保冷容器も含む。 ・寿司の醤油入れ等ヤクルト未満のボトルも含む。 ・錠剤のパウチ等アルミ蒸着も含む。 *紙製・金属製のふたや台紙がある物(カップ麺、ヨーグルト、歯ブラシ等)は蓋や台紙は取って分類すること
プラスチック類	容器包装	手提げ袋	108	ごみ出し用手提げ袋※	スーパー等で使用されるレジ袋、サービス業の手提げ含む ごみ排出の一番外側の袋(★ 分類前計量時に分離される)
プラスチック類	容器包装	手提げ袋	109	手提げ袋(中身有り)※	スーパー等で使用されるレジ袋、サービス業の手提げ含む 中身有り(拳大以上のごみ捨てに利用)の内袋
プラスチック類	容器包装	手提げ袋	110	手提げ袋(中身なし)※	スーパー等で使用されるレジ袋、サービス業の手提げ含む 中身なし(未使用でそのまま廃棄)
プラスチック類	容器包装	ブラ袋	111	ブラ袋・フィルム・シュリンク包装・シート・販売用ラップ	ラップはトレイから外す(販売用ラップ)。ラップ単独で出た場合ラベル有ら販売用(容器包装)と判断 複合アルミ箔=アルミ蒸着=レトルトのアルミ袋含む ★DM袋等サービス含む(形状で判断)。
プラスチック類	容器包装	ブラ袋	112	クリーニング袋	
プラスチック類	容器包装	ブラ袋	113	詰め替え用ブラ袋※	★アルミ蒸着含む 詰め替えの口栓付パウチも
プラスチック類	容器包装	スクイーズ・チューブ・スティック容器	114	スクイーズ・チューブ・スティック容器	マヨネーズ・ケチャップ、カラシ、歯みがきペースト、糊・口紅等の容器
プラスチック類	容器包装	その他法対象容器包装	115	その他法対象(ふた・緩衝材等)	容器包装リサイクル法の対象物 緩衝材(クッション)、その他容器包装(フタ、吸水シート、ワイシャツの襟サポーター等)
プラスチック類	容器包装	その他法対象容器包装	116	衣類販売用ハンガー	PPバンドや結束テープ等のひも、湿布シート、バラ
プラスチック類	容器包装	その他法対象外容器包装	117	ひも等法対象外容器包装	★DM袋等サービスは【111】へ
プラスチック類	容器包装	その他法対象外容器包装	118	クリーニング用ハンガー	
プラスチック類	その他	使い捨て商品	120	食品保存ラップ	家庭用ラップ(値札ラベル等を貼っていない)
プラスチック類	その他	使い捨て商品	121	使い捨て商品(カトラリー)	コンビニ等で用意される、スプーン・フォーク・ナイフ・マドラー・ストロー
プラスチック類	その他	使い捨て商品	122	使い捨て商品(アメニティ)	宿泊業で用意される、ヘアブラシ・くし・かみそり・シャワーキャップ・歯ブラシ
プラスチック類	その他	使い捨て商品	123	その他使い捨て商品	使い捨てブラ手袋、使い捨てプラコップ、水切りネット、ブラ製綿棒等
プラスチック類	その他	使い捨て商品	124	使い捨てライター※	
プラスチック類	その他	商品(その他成形品等含む)	125	在宅医療(針付き)	注射容器等
プラスチック類	その他	商品(その他成形品等含む)	126	在宅医療(針無し)	抗原検査キット、チューブ類・カテテル・吸入器等安全な在宅医療廃棄物
プラスチック類	その他	商品(その他成形品等含む)	127	プラスチック商品(100%プラ)	洗面器、食器、歯ブラシ、商品のハンガー、スポンジ、CD、タッパー・ジップ付き袋等保存容器、バケツ、クリアファイル等
プラスチック類	その他	商品(その他成形品等含む)	128	プラスチック商品(大部分プラ)	おもちゃ、洗濯ばさみ、眼鏡ケース、ペン(使い切ったもの)、クリップ、バンダナ、うちわ等(部分的に金属やゴム、紙等が含まれるもの)
プラスチック類	その他	商品(その他成形品等含む)	129	収集対象外のその他プラスチック	上記したプラ以外のうち、①粘着テープ・シール・ばんそうこう、②汚れのひどい製品(油性の汚れ)、③ひもまたはシート状で90cm以上、④大型製品(クーラーボックス・ホリタンク・スーツケース等30cm四方以上程度&長尺物)、⑤大部分プラの刃物(刃が突出しているもの、使い捨てのものは除く)
プラスチック類	その他	その他雑プラスチック	130	その他雑プラスチック	容器包装が関わらずプラの小片等、分類残渣 錠剤のバック1つ程度の小さいものや分類に手間がかかるプラスチックはここに入れる
プラスチック類	ごみ袋	ごみ袋	131	ごみ袋	
ゴム・皮革類	その他	一般のゴム・皮革	201	一般のゴム・皮革	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製かばんやベルト等
紙類	容器包装	紙バック	301	紙バックアルミコーティング無し※	飲料、酒類用紙バックでアルミ不使用のもの。紙バックマーク
紙類	容器包装	紙バック	302	紙バックアルミコーティング有り※	単に、紙マーク
紙類	容器包装	段ボール	303	段ボール	★小さな紙箱(タバコの箱未満)や小さな包み紙(ハガキ未満)は【326】 ★餃子・ピザ等油のしみた段ボールや、アルミ張りの業務用段ボール等は【306】
紙類	容器包装	紙箱	304	紙コップ(飲料用)	店頭での飲料提供用コップ
紙類	容器包装	紙箱	305	紙カップ・コップ(その他)	アイスクリーム、ヨーグルト・カップ麺、カッパスープ等カップ状の容器
紙類	容器包装	紙箱	306	紙箱	★小さな紙箱(タバコの箱未満)や小さな包み紙(ハガキ未満)は【326】 ★形状で判断OK(サービス業、試供品、宅配便等含む)OK、紙芯・緩衝材等も含む
紙類	容器包装	紙袋・包装紙等	307	紙袋・包装紙等	★小さな紙箱(タバコの箱未満)や小さな包み紙(ハガキ未満)は【326】 ★形状で判断OK(サービス業、試供品、宅配便等含む)OK、ひも・湿布シート・緩衝材等も含む
紙類	古紙	商品	311	折ったままきれいな新聞紙	折ったまま廃棄等何も含まず
紙類	古紙	商品	312	丸めたり濡れて汚れた新聞紙	丸めたり濡れ、生ゴミや割れ物、ペットのトイレ等を包んだものや、ひどくぬれ汚れたもの
紙類	古紙	商品	313	本・雑誌	冊子状で基本的に有料のもの。商品付属のマニュアル等も含む。ノート・ドリル等は雑がみ(ミックスペーパー)
紙類	古紙	商品	314	紙製商品	★その他のリサイクル可能な紙で、禁忌品とはがき半分サイズ程度の小さい紙は除く カレンダー、ノート、学習ドリル、メモ用紙、コピー用紙(未印刷)、折り紙等
紙類	古紙	PRに使われた紙	315	折り込み広告・ポスティングPRチラシ	PR用の紙全般(ダイレクトメール除く)
紙類	古紙	PRに使われた紙	316	ダイレクトメール(添付き封筒物も含む)	個人宛の情報提供配達物 冊子状の紙以外は封筒から出さなくてよい ★ポスティングは【315】
紙類	古紙	PRに使われた紙	317	PR誌	冊子状で基本的に無料配布のもの。情報誌等
紙類	古紙	その他	318	シュレッダー	★異物と混合なら【326】
紙類	古紙	その他	319	紙製その他(リサイクル可能)	★その他のリサイクル可能な紙で、禁忌品とはがき半分サイズ程度の小さい紙は除く 手紙(封筒)、学校プリントや社内連絡等の内部共有用の印刷物、感熱紙でないシート等 尿取りパッドも含む。単独なら数にノットも入れる。
紙類	その他	使い捨て商品	321	大人用紙おむつ※	
紙類	その他	使い捨て商品	322	子供用紙おむつ※	
紙類	その他	使い捨て商品	323	吸水樹脂製品	生理用品、ペットシート
紙類	その他	使い捨て商品	324	使い捨て紙コップ	コンビニや百貨等で販売しているもの
紙類	その他	使い捨て商品	325	その他の紙製使い捨て商品	ティッシュ、紙おしぼり、ペーパータオル、キッチンペーパー、紙皿、紙ストロー、紙軸綿棒、掃除用粘着シート、使い捨てガムテープ、ゴキブリとり
紙類	その他	その他リサイクル不可能な紙	326	その他リサイクル不可能な紙	※油をしみ込ませた紙等、汚れのはげしい紙も含む。破られて分類しづらい小片は容器包装でもここに入れてよい 紙ヒモ、はがき半分程度の小さな紙、感熱紙、カーボン紙、コーティング紙等禁忌品(再生不可の紙)

(その2)

成分	大分類	中分類	分類コード	小分類 ※印は総数も測定	備考
繊維類	商品	リユース可能な商品	401	リユース可能な衣料	リユース可能な上着、セーター、シャツ、ズボン、スカート等の古着
繊維類	商品	リユース可能な商品	402	リユース可能な日用品	リユースやウエスへ資源化可能な日用品(ハンカチ、帽子、手袋、マフラー、ネクタイ、靴下、布団カバー、毛布、タオル、シーツ)
繊維類	商品	リユース不可能な商品	403	リユース不可能な衣料	汚れた衣料、下着等
繊維類	商品	リユース不可能な商品	404	リユース不可能な衣服・日用品・その他商品	汚れた衣料・日用品、リユース不可能な商品(スリッパ、鍋つかみ、鍋敷き、便座カバー、リボン、ひも、人形、寝具(まくら・布団等)、調度品(カーペット・カーテン等)、かばん・バッグ)、繊維製容器包装類
繊維類	使い捨て商品	使い捨て商品	405	繊維製使い捨て商品	不織布製品(使い捨てマスク、ワエツトティッシュ等)、繊維製水切り袋、茶ハック(未使用)、産布、包帯、帯スエタ、布テープ類
繊維類	その他	その他	406	その他の繊維	はぎれ、雑巾、その他分類困難な小片
木片類	その他	木製品、容器包装等	501	木製品、容器包装等	一般の木片
草木類	生け花	生け花	511	生け花	
草木類	剪定枝	剪定枝	512	剪定枝	落ち葉、草木等含む
厨芥類	手を付けていない食料品	生鮮食品(野菜、果物、肉、魚、卵等)	601	生鮮手つかず	切るまでは生鮮でOK。炊く、煮る、焼く等すると602加工食品
厨芥類	手を付けていない食料品	加工食品(惣菜、パン、麺、菓子等)	602	加工手つかず	
厨芥類	手を付けていない食料品	容器入り飲料、調味料等	603	容器入り飲料、調味料等	
厨芥類	手を付けていない食料品	調味料等商品付属物	604	調味料等商品付属物	原則半分以上、付属調味料などの少量1回が開封済みのとき、悩むなら食べ残しに入れる。
厨芥類	調理くず	調理くず	605	調理くず	調理時に切除・不可食部
厨芥類	食べ残し	食べ残し	606	食べ残し	手つかず、調理くず以外。分類不能含む
厨芥類	茶殻	茶殻・コーヒー殻・ティーバッグ	607	茶殻・コーヒー殻・ティーバッグ	原則バッグ等取らない。使い捨てコーヒーフィルターは重量があるので取る
厨芥類	ペットフード	ペットフード	608	ペットフード	
ガラス類	容器包装	びん類	701	飲料びん※	
ガラス類	容器包装	びん類	702	食料品のびん※	調味料も含む
ガラス類	容器包装	びん類	703	日用品のびん※	第1類～第3類医薬品であるドリンクを含む
ガラス類	容器包装	びん類	704	割れびん	割れたびんは飲料・食料品・日用品問わず
ガラス類	その他	有害製品	711	蛍光管※	直管・曲管・電球型含む
ガラス類	その他	有害製品	712	鏡	
ガラス類	その他	有害製品	713	その他有害製品	
ガラス類	その他	その他	721	電球型(LED含む)	電球型蛍光管は[711]
ガラス類	その他	その他	722	その他ガラス(グラス、灰皿等)	
金属類	容器包装	飲料水の缶	801	飲料のアルミ缶※	
金属類	容器包装	飲料水の缶	802	飲料のステール缶※	
金属類	容器包装	缶詰、缶箱	803	缶詰、缶箱	
金属類	容器包装	ペットフード等の缶詰、缶箱	804	ペットフード等の缶詰、缶箱	
金属類	容器包装	一斗缶	805	一斗缶	
金属類	容器包装	スプレー缶	806	スプレー缶・ガスボンベ(中身有り)※	穴無し中身残存
金属類	容器包装	スプレー缶	807	スプレー缶・ガスボンベ(中身なし)※	
金属類	容器包装	その他	808	アルミトレイ、王冠、リップ、チューブ等	レンジカバー、アルミホイールはその他金属[831]へ
金属類	その他	単一金属製品	821	単一金属(食生活用品)	なべ、釜、食器等 常識的に資源化に回る、柄やフタのつまみの部分等がプラ等の複合物も含む 刃物類は830
金属類	その他	単一金属製品	822	単一金属(日用品)	ねじ、クリップ等 常識的に資源化に回る、柄やフタのつまみの部分等がプラ等の複合物も含む 刃物類は830
金属類	その他	複合金属製品(リサイクル不適)	823	小型家電	家電品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコン、石油・灯油ストーブを除いた、高さ×幅×奥行=30×40×40cm以内のすべての家電が対象
金属類	その他	複合金属製品(リサイクル不適)	824	複合金属(食生活用品)	調理器具等 アダプター等のコードは付属品として小型家電に
金属類	その他	複合金属製品(リサイクル不適)	825	複合金属(日用品)	かさ、ハンガー、電線等 アダプター等のコードは付属品として小型家電に LANケーブルはここへ
金属類	その他	電池	826	筒形・積層型乾電池※	
金属類	その他	電池	827	ボタン電池※	
金属類	その他	電池	828	リチウムイオン充電式電池※	
金属類	その他	電池	829	その他の充電式電池※	
金属類	その他	危険物(注射針、カミソリの刃等)	830	危険物(注射針、カミソリの刃等)	むき出しのまま排出された包丁、はさみ等刃物類は単一金属でもここへ
金属類	その他	その他有害製品(水銀含有製品等)	831	その他有害製品(水銀含有製品等)	
金属類	その他	使い捨てカイロ	832	使い捨てカイロ※	
金属類	その他	その他	833	その他金属	レンジカバー、アルミホイール等
陶磁器類	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物	901	一般の陶磁器類	食生活用品、灰皿等日用品、置物
その他	その他可燃	犬の糞(包んだ紙ごと)	911	犬の糞(包んだ紙ごと)	新聞紙等で包まれたまま・袋に入ったままでOK
その他	その他可燃	猫のトイレ用の砂	912	猫のトイレ用の砂	袋に入ったままでOK
その他	その他可燃	煙草の吸殻、掃除機のごみ	913	その他可燃(煙草の吸殻、掃除機のごみ)	ほこり、髪の毛、吸い殻、シート上の掃き集め
その他	その他不燃	土砂、粘土等	914	その他不燃	乾燥剤、保冷剤、マグネット、土砂、粘土等

業種別食品ロスの発生状況のイメージ

		食品製造業卸売業	食品販売業	飲食業 (他業種の飲食部門を含む)	その他 (従業員の昼食等)
原料・ 調理・ 加工く ず等	可食部	-	-	・過剰除去（高級料理店等）	-
	不可食部	・減量くず、加工くず	・バックヤードでの販売のための食品加工 ・外葉等（食品の見栄え工場）	・調理くず	・調理くず
手付か ず食品	可食部	・返品、在庫処分	・売れ残り処分 ・店頭陳列時生鮮度低下食品	・鮮度等調理期限切れ食材	・消費・賞味期限切れ食材 ・食品衛生法による保存検査資料
	不可食部	-	-	-	-
食べ残 し	可食部	-	・試食の残り	・食べ残したごはん、パン、パスタ類 ・食べ残したおかず類（一定の量の手付かず状況の食品の混在で判断）	・食べ残し
	不可食部	-	-	・皿に盛りつけた料理のうち、皮付き果実、骨付き魚、肉料理の不可触部	
	分類不能	-	-	・汁等が混在した食べ残しで外見上、可食部・不可触部に分類不可能	

※ 飲食業の食べ残しの中には、果物の皮、魚の頭・骨、かに・貝の殻、肉の骨等の不可食部が混入しているため、汁等が混合して分類が不可能な食品廃棄物を除いて、可能な範囲で可食部、不可食部についても分類すること。

※ 各業種が単独でなく混在している事業所では、上記の内容の食品ロスが混在して排出されてくる場合が多い。